

令和3年1月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年1月8日(金曜日) 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 繁田 富男 2番 島津 益夫 3番 秋吉 泰史
4番 園田 恭子 5番 宿利 浩満
6番 河野千代美(副会長) 7番 安藤 慎八(会長)

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 (欠席) 2番 長尾亀世美 3番 (欠席)
4番 梅木 隆富 5番 藤原 善和 6番 高浪 辰雄
7番 (欠席) 8番 飯田 久夫 9番 秋好 清広
10番 帆足 智己 11番 衛藤 和敏 12番 (欠席)

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

報告第1号 200㎡未満の農地を自らが農業用施設とする

届出について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

(相続)

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

報告第4号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 八栄 主幹(統括) 井野 俊夫
主査 島津 智美 主査 繁田 寿美

<p>7. 会議の概要</p> <p>事務局長</p>	<p>ただ今より令和3年1月定例総会を開催します。新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、引き続き、マスクを着用しての会議となりますが、ご了承願います。</p> <p>それでは、着席して進めさせていただきます。</p> <p>それでは、安藤会長あいさつをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、新しい農業委員について、ご紹介したいと思います。空席となっておりました農業委員1名に、このたび、玖珠町大字四日市清田川の秋吉泰史さんが1月1日付で就任されることとなりました。秋吉さんは、認定農業者の高志会からの推薦となります。議席番号は空席となっていました3番です。任期については令和4年3月31日までとなります。担当地区については、前任の梶原さんの担当でありました、大字四日市の一部と大字戸畑の一部を担当していただく形となります。</p> <p>それでは、秋吉さんよりごあいさつをいただきたいと思います。</p>
<p>秋吉委員</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。これからどうぞよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、会を進めさせていただきます。農業委員定数7名に対して、7名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、4番委員、5番委員よろしくをお願いします。</p>

事務局	<p>なお、農地利用最適化推進委員会におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見を申し上げます。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号1、大字戸畑字下ノ田〇〇〇〇番、登記簿地目は田、面積は1,708㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で、売買です。担当委員は、7番会長です。</p> <p>番号2、大字太田字松信〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積は1,025㎡です。3条の有償移転です。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で、売買です。担当委員は、2番委員です。</p> <p>番号3、大字帆足字戸苅〇〇〇〇番外3筆、登記簿地目は田及び畑、面積合計は、539㎡です。3条の無償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さん外2名、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で、贈与です。担当は、2番委員です。</p> <p>番号4、大字森字本田井〇〇番外8筆、登記簿地目は田及び畑、面積合計は6,399㎡です。3条の無償移転です。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で、生前贈与です。担当委員は、5番委員です。</p> <p>番号5、大字山田字瀬戸口〇〇〇番、登記簿地目は田、面積は2,324㎡です。3条の有償移転です。譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で、売買です。担当委員は、6番副会長です。</p> <p>番号6、大字戸畑字東椽ノ木〇〇〇〇番、登記簿地目は田、面積は1,613㎡です。3条の無償移転です。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で、贈与です。担当委員は、5番委員です。</p> <p>番号7、大字戸畑字東椽ノ木〇〇〇〇番、登記簿地目は田、面積は1,123㎡です。3条の無償移転です。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で、贈与です。担当委員は、5番委員です。</p> <p>以上7件です。</p>
-----	--

議長	<p>それでは、担当委員の説明ですが、 番号1を 私が説明します。 番号2、3 を2番委員、 番号4 を5番委員、 番号5 を6番副会長、 番号6、7 を5番委員、お願いします。 また、農業委員の報告の後に、推進委員、報告をよろしくお願 いします。</p>
7番会長	<p>それでは、番号1について私が説明します。1月6日に、譲受人 と推進委員と私で現地を確認しました。場所の所在は、大字戸畑字 下ノ田〇〇〇〇番の1筆で、面積は1,708㎡です。3条の有償 移転で、所有権の移転です。〇〇〇〇から道を挟んで、300mほ ど森方向に行ったところに位置しております。譲渡人が現在〇〇市 に在住しており、今まで譲受人が耕作しておりました。遠距離のため、有償で譲受人に渡したいということです。譲受人の経営面積は 40a以上あり、農業従事者は奥さんと二人で、トラクター、田植 え機等所有しており、営農には支障はありません。</p>
2番委員	<p>番号2を説明します。12月25日、申請者、推進委員と私で現 地を確認しました。土地の所在は、大字太田字松信〇〇〇〇番〇で、 県道〇〇号、〇〇〇〇〇の斜め前になります。面積は、1,025 ㎡で、稲作農家をしている譲受人が取得し、耕作する計画です。現 況は田で、きれいに作っております。稲を作付する計画です。権利 の内容は、所有権の移転で、譲渡人のほうが場所が遠いのと、譲受 人がそれを購入したいとのことで、売買による農地の異動です。譲 受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は家から10 0mくらいで、耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作、管 理されており、農機具の所有状況はトラクター、田植え機等ありま す。今は珍しく、かけ干しをしており、ハーベスターもあるという ことでした。農業従事者は本人を含めて二人です。時に、息子さん も帰られて手伝っているそうです。取得後の耕作に問題ありませ ん。 番号3を報告します。12月25日と1月4日、申請者、推進委 員、私で、現地を確認しました。土地の所在は、大字帆足字戸苅〇</p>

	<p>〇〇〇番外3筆で、〇〇〇〇の事務所がありますが、その手前を左に入ったところに位置しています。〇〇学校のグラウンドの上に田んぼがありますが、その右手になります。面積合計は、539㎡です。稲作を中心とした農家の譲受人が取得し、耕作管理する計画です。現況は畑で、権利の内容は所有権の移転で、譲渡人が県外で遠いのと、県内にもいますが、そこも遠いので、現状、共有者で管理できないということで、贈与したいということでの農地の異動です。譲受人の取得後の経営面積は40a以上あり、通作距離は5kmくらいありますが、耕作可能だと思います。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有はトラクター、田植え機、コンバイン等あり、農業従事者は本人含め2名おり、取得後の耕作に問題ありません。</p>
推進委員	<p>〇〇さんの奥さんが、3人姉妹で持っていました。他の姉妹は遠いということで、〇〇さんが畑を鋤いたりしていましたので、変わりはないということです。</p>
5番委員	<p>番号4の調査結果を報告します。12月17日、譲渡人の奥さんと譲受人のお母さんと、譲渡人のお兄さんと、推進委員と私で現地確認しました。土地の所在は、〇〇〇学校の近くの田と、自宅近くの田及び畑で、6,399㎡です。譲受人は現在、〇〇の会社に勤務していますが、今までも休みの日を利用して、田や畑を耕作しておりました。今回、譲渡人であるお父さんが高齢で、体調を崩していることから、今のうちに息子さんに名義変更しておきたいことから、生前贈与の申し出です。農地までの通作距離は、遠い所で1kmほどで、今までも適正に管理されておりましたので、今後においても耕作に問題ありません。</p>
6番副会長	<p>番号5の調査結果について報告します。12月26日、譲受人の〇〇さんと推進委員と現地確認を行いました。土地の所在は大字山田字瀬戸口〇〇〇番、国道〇〇〇号線沿いの〇〇〇の斜め裏側の〇〇〇です。面積は2,324㎡です。〇〇〇を経営し稲とネギを耕作している譲受人が取得し耕作する計画です。譲渡人はおじさんで、〇〇市に居住しており、高齢で、譲受人が現在まで耕作しておりましたが、今回譲渡人の要望で、売買による所有権の移転です。譲受人の耕作面積は40a以上あり、通作距離は200mくらいで</p>

5 番委員	<p>耕作は可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況はトラクター、田植え機、コンバイン等あります。農業従事者は2名おり、取得後の耕作に問題はありません。</p> <p>番号6について調査結果を報告します。12月28日、譲受人、推進委員、事務局と現地確認を行いました。土地の所在は、〇〇〇バス停から川の方向に200mほど下ったところで、贈与による所有権の移転です。平成10年頃、父親から生前贈与された際には現在の地番であり、以前基盤整備を行った際の錯誤と思われ、今回正しくするための申請です。トラクター、コンバイン、田植え機等も所有しております。経営面積は40a以上あり、農地は適正に管理されております。</p> <p>番号7については、隣同士の田んぼで、基盤整備で間違っただけのものと思われ、トラクター等所有しており、経営面積は40a以上あり、農地は適正に管理されております。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可します。</p> <p>次に、議案第2号非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号非農地証明願いについてです。</p> <p>番号1、大字戸畑字竹ノ中〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積は1,246㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんです。非農地の事由は、平成11年7月に資材置場として転用許可を受けて転用していたが、地目を変更していなかったためです。担当委員は、7番会長です。</p> <p>以上1件です。</p>

議長	<p>それでは、担当委員の説明を 番号1 を私が報告します。 委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。</p>
7 番会長	<p>調査結果を報告します。1月6日に、申請者と推進委員、事務局と現地確認を行いました。過去に許可を受けていましたが、地目変更せずに、今回に至ったようです。場所は、〇〇の〇〇〇〇跡、〇〇〇〇〇〇〇から200mほど行ったところで、過去、倉庫が建っておりました。今は倉庫を崩して、平地の状態となっています。周りに農地がありますが、農道等が通っており、問題をあたえるような状態にはなっておりません。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
推進委員	<p>許可が出て、地目変更をしていなかったということは、当時事務局も地目変更するよう指導しないといけなかったのではないかと。</p>
事務局	<p>事務局としては、許可を出すときに、地目変更をしてくださいと指導はしていますが、あくまで登記は土地所有者本人の義務なので、追跡調査等は行っておりません。</p> <p>今回、建物が建っていないのですが、家を建てるときに農業委員会で許可を取り、そのあとに家を建てて地目を変えます。今回は許可を取って造成はしたのですが、本人が地目を変えていなかったということです。その時の許可書があれば、許可書をもって地目を変えられるのですが、その時の許可書がないので、以前許可をいただいていたので、改めて、その内容で非農地証明を出してくださいという申請になります。</p>
推進委員	<p>昔は、何か建てないといけないとか、いつまで建てないといけないという期間があったんじゃないだろうか。</p>
2 番委員	<p>どれくらい前に出したのですか。</p>
事務局	<p>ここは平成11年7月に資材置場として許可を取っています。表土をはいで砂利を入れております。今は何も建っていませんが、以</p>

	<p>前はプレハブとか置いてあったので、コンクリートの基礎が残っている状態であるので、実際、転用の許可を取ったあとに、許可どおり資材置場として使っていたということで、今回、非農地証明の申請を受け付けたという所です。</p>
2 番委員	<p>期限というのはないのか。</p>
事務局	<p>平成11年はちょっと昔なのでわかりませんが、今、農地転用の許可を受けたら、完成するまで追うようになっています。終わった後に完成届を出してもらいます。完成したというのは今はわかりません。そのあと、地目を変える変えないかは、本人の義務なので、そこは事務局では把握しておりません。</p>
2 番委員	<p>今後もそういう例が出てくるのではないですか。</p>
事務局	<p>こういった例の時は非農地証明を出していいですよ、という基準があります。やはりたまにそういう人がいらっしやるので。</p>
事務局	<p>今日、配ってある資料集の見開いて1ページ目に、許可基準を載せてありまして、そこの第4条です。4条の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合、非農地証明の対象としています。今回の場合は、(2)の「農地法の第4条及び第5条の許可を受けて、農地転用の目的に記載されたとおり、転用されて非農地とされた土地」に当てはまるということです。</p>
議長	<p>以前、統一した基準がなかったもので、その基準を作ったのだったと思います。たとえば、田に家を建てて20年以上たって、4条で申請ができない場合とかです。</p> <p>今は、県の大きな会議でも、何年何月までに終わらせる予定ですよという見込みで許可を出しています。</p>
2 番委員	<p>こういう証明を出してきたときは、証明した以降は関与しないということですか。指導はするということですか。</p>
事務局	<p>非農地証明願いというのは、基本的に地目を変えたい人しか出してこないケースになります。こういう風に転用したけど、今見たら</p>

	<p>地目を変更してなかったのですが、今になって地目を変えたいけど、前の許可書がないので、ということで非農地証明が出てきているので、基本的には本人たちが地目を変えたいと思います。</p>
議長	<p>農業委員会で追跡調査をするのであれば、事務局に行って指導しなさいと言えますが。これは過去に行われた事例なので。</p>
2番委員	<p>通常の農地をこういう風にやると、周りにも問題が出てくるかもしれないから。転用したらちゃんとしてくださいと言うだけで。</p>
事務局	<p>基本的に指導はしているんですが、今回は建物をぎっしり建てるような転用ではなかったのですが、今こういう申請になっているのですが、許可の際には改めて指導はしていきたいと思います。</p>
議長	<p>こういう風に2回目の申請とならないように、事務局も指導をお願いします。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第2号非農地証明願いについて、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第2号非農地証明願いについて、原案どおり許可し、証明書を交付します。</p>
議長	<p>次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号農用地利用集積計画についてです。別冊の議案第3号の最後のページをご覧ください。</p> <p>利用権の設定の新規ですが、</p> <p>3年未満 が 5件で 17,645㎡</p> <p>3年～5年が15件で 36,465.16㎡</p> <p>10年以上が 2件で 7,783㎡</p> <p>合計で 22件 61,893.16㎡です。</p>

議長	質疑はありますか。
議長	無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。
農業委員	(挙手)
議長	全員賛成です。議案第3号については、原案どおり承認します。 次に、議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、事務局説明をお願いします。
事務局	読み上げて提起をしたいと思います。 議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、「私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。 ～略～ 2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 令和3年1月8日 玖珠町農業委員会」 以上です。
議長	質疑はありませんか。
事務局	補足なのですが、議案の参考資料集の2ページ目に農業委員会法の、法令遵守に関する条文を載せてあります。秘密保持義務と議事参与の制限、議事録の公表についてです。
議長	無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される農業委員は挙手をお願いします。
農業委員	(全員挙手)
議長	全員承認でございます。議案第4号は原案どおり承認されました。

議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号です。200㎡未満の農地を自らが農業用施設とする届出が1件届出されています。内容については、ご一読ください。</p> <p>報告第2号です。農地法第3条の3第1項の規定による、相続による所有権移転の届出が2件提出されております。内容については、ご一読ください。</p> <p>報告第3号です。農地法第18条合意解約通知書について5件提出されております。内容については、ご一読ください。</p> <p>報告第4号です。農地法第6条第1項の規定による、農地所有適格法人要件確認書が2件報告されております。報告のありました法人については農地所有適格法人の要件を満たしていることを報告します。内容については、ご一読ください。</p> <p>その他、委員から何かありましたらお願いします。</p> <p>それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会1月定例総会を閉会します。</p>